

医療保険制度

我が国の医療保険制度は、国民皆保険制度となっていますので、退職後もいずれかの医療保険に加入することになります。健康保険は、会社・工場・商店等で働く人たちが、加入する医療保険制度で、農業や自営業を営む人たちが加入する国民健康保険制度とあわせて、代表的な医療保険制度となっています。

(1) 健康保険

① 健康保険への再加入

再就職先が健康保険に加入している会社であれば、一定以上の勤務日数・勤務時間等の条件を満たしている場合、再就職と同時に再就職先で健康保険の被保険者となり、定年退職前と同様の給付を受けることができます。医療機関等での窓口負担は、被保険者（本人）、被扶養者（扶養家族）とも原則として3割負担です（70歳未満の場合）。

② 任意継続被保険者

退職後も、引き続き最長2年間まで健康保険の被保険者となることができる、「任意継続被保険者」制度があります。

任意継続被保険者となるための条件は、

- ・ 退職日まで継続して2ヶ月以上被保険者期間があること
- ・ 退職日の翌日から20日以内に、退職前に加入していた保険者（全国健康保険協会または健康保険組合等）へ申請手続きをすること

医療機関等の窓口負担は、在職中と同様の負担割合であり、在職中と同様の給付（一部の給付金を除く）を引き続き受けることができます。退職後は事業主が負担していた分も本人が合わせて負担することになりますので、退職時の健康保険料の2倍となりますが、上限があります。

※健康保険は①・②どちらの場合も、74歳までの方が対象です。75歳以上の方は、健康保険の被保険者にはならず、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

(2) 国民健康保険

① 一般被保険者

再就職する人を除いて、年齢が75歳未満の方については、原則として居住している市町村の国民健康保険に加入することになります。

医療費の自己負担額は、入院・通院とも原則として3割負担です。手続きは、退職した日から14日以内に市町村役場に加入届を提出します。

② 退職者医療制度

この制度は、下記の4つの条件のすべてに当てはまる人とその被扶養者が、適用を受けられます。医療費の自己負担額は、入院・通院とも原則として3割負担です。

(適用の条件) ア 国民健康保険に加入している。

イ 年齢が65歳未満である。

ウ 厚生年金や共済組合などの被用者年金から、老齢（退職）年金を受け取れる。

エ 被用者年金の加入期間が単独あるいは合算して20年以上ある人。又は40歳以後被用者年金の加入期間が10年以上あって、通算老齢（退職）年金を受けている。

手続きは、年金証書が届いた翌日から14日以内に、年金証書を添えて市町村役場に届けることとなります。

75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の対象となります。（一定障害のある方は、65歳以上）